

## 各種証明書等の種類と金額

証明の種類	証明の内容等	1件当たり 手数料
耕作証明 (農地法第3条関係)	他市で農地を取得等する時に必要	600円
耕作証明 (耕作面積)	県税事務所で軽油引取税の減免を受ける時等に必要	300円
農業者証明 (都市計画法施行規則 第60条関係)	都市計画法第29条第1項第2号に該当する証明(農業用倉庫などの農業用施設や農家住宅を建築する時に必要)	600円
非農地証明	農地法上の農地に該当しないことの証明(地目変更登記に必要)	600円
納税猶予適格者証明 (租税特別措置法の適用 に関する証明)	租税特別措置法に基づく納税猶予の適用を受ける適格者証明【相続税(租税特別措置法第70条の6)及び贈与税(租税特別措置法第70条の4)】※特定貸付け、営農困難時貸付け等に関するものを含む。	600円
引き続き農業経営を行っ ている旨の証明	納税猶予適用農地の耕作を行っていることの証明(3年ごとに必要) 【相続税(租税特別措置法70条の6)及び贈与税(租税特別措置法施行令70条の4)】※特定貸付け、営農困難時貸付け等に関するものを 含む。	600円
買受適格証明 (農地法第3条許可、 第5条届出)	競売、強制執行、国税滞納処分等による農地の権利の取得者として適格であることの証明(※加古川市農業委員会が発行するもの)	600円
農地台帳・農家基本台帳の 写しの交付	他市で農地を取得等する時に必要	300円
その他の証明	許可等を受けていることの証明、小作台帳記載事項証明、現況証明など	300円

※手数料は、申請時に徴収します。

※徴収した手数料は、還付しません。